

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和6年度 2/四半期分）

国内事業部 国内プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和6年度国内需要安定化事業 沖縄県ローカルポケモンWEBページ作成業務 契約締結	令和6年7月1日	2,992,000	IJU(株)	沖縄県那覇市久茂地2-21-1 渡口万年ビル201号	第167条の2 第1項第2号	沖縄県ローカルポケモンWEBページは、当財団で運営している沖縄観光WEBサイト“おきなわ物語”に組み込む形で情報発信している。本事業で制作するWEBページは基幹システムと連動した情報更新を必要とする仕様となっているが、おきなわ物語の基幹システムは当該事業者が制作・管理しており、当該事業者でなければ本委託業務の適切かつ迅速・確実な履行が難しいことから契約の相手方として選定した。	
2	令和6年度スポーツ観光戦略誘致促進事業 FC琉球OKINAWA連携プロモーション業務 契約締結	令和6年7月12日	1,296,636	CCC沖縄(同)	沖縄県沖縄市泡瀬6-4-28 2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は明確な根拠に基づいたプロモーション実施と訴求効果の見込めるノベルティや掲示物の制作に優れていることから評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
3	令和6年度スポーツ観光戦略誘致促進事業 琉球コラソン連携プロモーション業務 契約締結	令和6年7月16日	1,300,000	(株)アカネクリエイション(共同企業体:(株)琉球コラソン)	沖縄県那覇市銘苅1-19-29 アカネビル1F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ4社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は明確な根拠に基づいたプロモーション実施と訴求効果の見込めるノベルティや掲示物の制作に優れていることから評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
4	令和6年度沖縄観光誘致対策事業「沖縄観光感謝の集い2025 in大阪・東京(仮称)」業務委託	令和6年10月4日	11,000,000	「沖縄観光感謝の集い2025 in大阪・東京(仮称)」実施業務コンソーシアム(幹事企業:(株)アドスタッフ博報、共同企業体:(株)明治アドエージェンシー)	沖縄県那覇市鏡原町10-8 鏡原Uビル2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。企画提案内容等について選定委員会で審査を行った結果、当該事業者の提案は企画提案選定審査要項に基づいたものであり、同審査要項で定める合計得点を委員の数で割った平均が70点以上となる企画提案を採択予定事業者とするという審査条件を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
5	令和6年度 国内需要安定化事業 エシカルトラベルプロモーション業務 契約締結	令和6年8月5日	22,999,845	(株)ノイズ・バリュー社	沖縄県那覇市泉崎2-2-7ストークハイツ湖南5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ5社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案はエシカルトラベルの考え方に基いた行動喚起など工夫した提案がされており、具体的な効果測定方法の提案もされていることから特に評価が高く、また総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
6	令和6年度国内需要安定化事業 リピーター創出プロモーション業務 契約締結	令和6年9月9日	20,000,000	光文堂コミュニケーションズ(株)	沖縄県島尻郡南風原町兼城577番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ7社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、当該事業者の提案は「沖縄Fun」の改修内容がユーザー目線で使いやすいものとなっていたほか、リピーター創出に向けて効果的な媒体を活用し多角的な情報発信の提案がされていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
7	令和6年度国内需要安定化事業「おきなわ物語新規特集記事作成業務」契約締結	令和6年9月11日	3,000,000	(有)アイディー・ブランド	沖縄県那覇市銘苅 1-2-22 前幸ビル301	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、6社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、当該事業者の提案は作成ページのデザイン性の高さと記事構成に優れていることが評価され、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。	